

十三 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）

改正案

現行

（原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え）

（原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え）

第七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第一項（同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。）の規定を準用する場合には、次の表に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第一項（同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。）の規定を準用する場合には、次の表に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第二百九条第一項に おいて準用する金融 商品取引法第三十六 条第一項	業務	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)
読み替える字句	受益証券の募集等の業 務	読み替える字句

読み替える法の規定 第二百九条第一項に おいて準用する金融 商品取引法第三十六 条	業務	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)
読み替える字句	受益証券の募集等の業 務	読み替える字句

2  
(略)

2  
(略)